公職選挙法の一部を改正する法律

(平成一七年六月二九日法律第七二号)

一、提案理由(平成一七年六月八日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

麻生国務大臣 公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び 内容の概要を御説明させていただきます。

この法律案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、 衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行うも のであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員の選挙区に関する事項であります。

長野県木曽郡山口村を廃止し、その区域を岐阜県中津川市の区域に編入する総務大臣の処分に係る区域につきましては、公職選挙法第十三条第三項本文及び第五項の規定は適用しないこととすることにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、衆議院小選挙区選出議員の選挙区については長野県第四区から岐阜県第五区へ、衆議院比例代表選出議員の選挙区につきましては北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ改正するものであります。

第二に、施行日等に関する事項であります。

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、施行日以後その期日を公示されまたは 告示される衆議院議員の選挙について適用することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成一七年六月一日)

遠藤武彦君 ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び 結果を御報告申し上げます。

本案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区選出議員の選挙区及び衆議院比例代表選出議員の選挙区の改正を行おうとするもので、当該編入合併に係る区域については、選挙区は従前の区域によるものとする公職選挙法の規定は適用しないこととすることにより、旧山口村の区域が属する選挙区を、小選挙区選出議員の選挙区については長野県第四区から岐阜県第五区へ、比例代表選出議員の選挙区については北陸信越選挙区から東海選挙区へ、それぞれ異動させ、合併後の県の区域に沿ったものとするものであります。

本案は、去る六月一日本委員会に付託され、八日麻生総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべ

きものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成一七年六月二二日)

吉村剛太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び 選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、長野県木曽郡山口村の区域が岐阜県中津川市に編入されたことに伴い、衆議院小選挙区及び衆議院比例代表選挙区の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、今回の越県合併に限定して、選挙区の改正を行う理由、市町 村合併の進展に応じた選挙区改定の在り方等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。